

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名		
新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平		期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16
当期積立額	2			均等益金算入額	17
(2)のうち損金経理 による積立額	3			均等益金算入額	18
(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4			均等益金算入額 (17) × —	18
空港用地取得価額 基準額	5			同上以外の場合による 金算入額	19
空港用地取得価額 算	6			計	20
指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「41の①」又は(別表四の 二「48の①」+「49の①」+「50 の①」+「51の①」)	7			当期積立額のうち損金算入額 (15)	21
新関空会社所得金額	8			期末関西国際空港用地 整備準備金の金額	22
新関空会社欠損金額	9			貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23
(((7)+(8))又は((7)-(9)))× $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10			差引	24
所得基準額 (7)-(10)	11			貸借対照表の取崩不足額 (23)-(前期の(23))	25
「15」欄				度超過額 -(14)	26
<p>関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00421」</p> <p>③ 「適用額」欄：「15」欄の金額</p>					
積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14			当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)	27
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15			前期末における差額 (前期の(24))	28

別表十二(十一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分